

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンが企画するツアー／ワークキャンプ及び個人訪問

参加同意書

私はワールド・ビジョン・ジャパン(以下、「WVJ」という)が企画するツアー／ワークキャンプに参加するにあたり、または個人でチャイルドの住む地域を訪問するにあたり(以下、あわせて「ツアー」という)、下記の事項について理解し、確認・同意します。

- 1) 私は、このツアーの目的が、チャイルドの住む国、プログラム地の現状、子どもたちの生活の場などを実際に見聞し、支援活動を視察することを通して、ワールド・ビジョン(以下「WV」という)の活動全体への理解を深めることであることを理解し、他の参加者がいる場合はともに協力して安全で楽しい旅にしていこう行動します。
- 2) 私は、国連が採択し日本が批准した『子どもの権利条約』を尊重します。『子どもの権利条約』に基づきチャイルド／子どもの保護を厳守し、WV スタッフが口頭・文書等により行なう注意事項に従うことに同意します。
- 3) 私は、子どもの利益を最優先に行動し、本紙裏面記載の WVJ の定める「1. 子どもの保護に関する行動指針」および「2. コミュニケーションにおけるチャイルド・プロテクションと子どもへの悪影響の防止」を理解し、遵守します。
- 4) 私は、ツアー中に、子どもが危害を加えられたり、その危険性に気がついた場合には、速やかに WV スタッフに報告します。
- 5) 私は、今回のツアー中も、ツアー終了後も、WV 事務所の承認と現地スタッフの同行なしに、チャイルドや支援地域の子どもの訪問しません。
- 6) 私は、過去に子どもに関する犯罪歴はありません。
- 7) 私は、現地の文化や習慣およびプロジェクト地での支援活動を尊重し、飲酒や喫煙等について、WV スタッフの指示に従い節度ある行動をとることに同意します。
- 8) 私は、本同意書とは別に、現地訪問時に現地 WV 事務所から、「チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護ポリシー)」に関する同意書への署名を求められることを了解します。
- 9) 私は、ツアー中における怪我・盗難・病気(食中毒を含む)・事故、もしくは不測の事態(自然災害・戦乱・暴動・誘拐等)に際し、WVJ および WV 現地事務所が安全を最優先し無事に帰国できるよう全力をつくすことと理解していますが、万一の死亡や傷害に対する補償、誘拐についての身代金支払いやその折衝等については、WV の責任のおよぶ範囲ではないことを理解し同意のうえで参加します。

ツアーへの参加にあたり、以上の事項に同意し、下記署名のうえ WVJ に 1 部を提出し、1 部を自身で保管します。

署名年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名: \_\_\_\_\_ 印

パートナー番号(チャイルド・スポンサーの方のみ): \_\_\_\_\_

保護者署名(参加者が未成年者の場合のみ): \_\_\_\_\_ 印

住所: \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

<保護者の皆さまへ>

未成年(18歳未満または19歳未満の高校生)の参加者には、ワールド・ビジョン・スタッフがより細心の注意と配慮を持って対応いたしますが、ツアー / ワークキャンプのグループの一員として未成年参加者にも本同意書へのご同意をいただいた上、ご署名をお願いしております。また、趣旨をご理解の上、保護者としても本同意書への署名をお願いいたします。

## チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護に関するポリシー)について

### 1. 子どもの保護に関する行動指針

子どもの保護に関する行動規範の根本原則は、その地域の文化慣習等を鑑み適切に子どもと交流することです。WVJ関係者(スタッフ、ボランティア、インターン、チャイルド・スポンサー、その他の寄付者、支援地訪問者、協力団体、役員、正会員、委託先等のすべてを含むがこれに限られない。以下、同じとする。)は、下記の事項を遵守しなければなりません。

※ 子どもとは、18歳未満の者、または19歳未満の高校生のことをいいます。

#### a) WVJ関係者は以下の行動をします。

- ・ 自分自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもとの関係性に留意し、子ども自身と子どもの権利を尊重した言動をします。
- ・ 子どもの身体に触れる場合(スキンシップ等)には、それが文化的社会的に適切であることを確認した上で行います。
- ・ 子どもの行動を指導する場合には、暴力等によらない適切な方法をとります。
- ・ 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- ・ 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況避けることは、大人の責任です。
- ・ 業務遂行にあたっては、可能な限り、「大人2人以上の体制」をとります。つまり、子どもが参加する活動においては、2人以上の大人が指導監督し、常に2人以上の大人がいることが視認できる状態にします。
- ・ 子どもの保護に関する内部調査・外部捜査等に応じ、当該調査等のために必要な書類や情報を閲覧に供します。

#### b) 業務中であるかないかを問わず、WVJ関係者は、以下の禁止事項を遵守します。

- ・ 子ども(18歳未満または19歳未満の高校生等)に対して不適切なみだらな行為をせず、または、性的関係を持ちません。なお、その国で法的に同意する能力が認められている年齢が18歳未満であったとしても、本項は適用されるものとします。
- ・ 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもを愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- ・ 発言・提案・アドバイス等の際に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。また、相手を辱めたり、ばかにしたり、名誉を毀損したりしません。
- ・ 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、辺りな場所等で、必要以上に子どもと2人だけの時間を持ちません。
- ・ 違法な・危険な・不正な子どもたちの言動(有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む)を容認したり、それに加わったりしません。
- ・ どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません。特に、WVJ関係者は、「お手伝い」としてでも、子どもを雇用してはならないものとします。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反しない場合には、この限りではありません。(国際基準:ILO182号・138号条約。「児童労働は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。」)
- ・ WVJが実施するプログラムに参加している子どもに対し、あるいは、それ以外の子どもに対してもWVJ関係者がWVの活動を実施するにあたって、子どもをたたいたり、その他の体罰をしません。
- ・ WVの活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。

## 2. コミュニケーションにおけるチャイルド・プロテクションと子どもへの悪影響の防止

2-1. 子どもの尊厳:どのようなコミュニケーション媒体であっても、子どもを、尊厳を持つ存在として扱い、表現しなければなりません。子どもを、無力な犠牲者として扱ったり、性的に挑発するようなポーズで撮影・表現したりしてはいけません。

2-2. WVJ関係者が取材・撮影する場合、文章・写真・ビデオ等の主な対象・被写体の子どもからは、状況をよく説明して事前に同意を得なければなりません。

※ ツアー参加者やその他の支援地訪問者は、子どもを撮影する場合には、必ず事前に WV スタッフに許可を得なければなりません。

2-3. コミュニケーションでの悪影響の防止:WVJ関係者は、コミュニケーション、ソーシャルメディア、デジタル・ツール等(写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリー、記事等)による、子どもへの悪影響を防止するために、以下を行います。

- a) 写真等をWebに載せる場合には、子どもの姓やスポンサーシップ登録ID、子どもの住む場所や住所は、明らかにしません。
- b) 子どもの位置情報が明確になる(geo-taggedの)ような写真・動画・音声の使い方はしません。
- c) Web上で公開した写真等を許可なく他サイト等でコピー利用できないよう、できる限りの予防措置を取ります。
- d) 支援地の子どもと、WVJの知らないところで直接連絡をとりません。

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンが企画するツアー／ワークキャンプ及び個人訪問

参加同意書

私はワールド・ビジョン・ジャパン(以下、「WVJ」という)が企画するツアー／ワークキャンプに参加するにあたり、または個人でチャイルドの住む地域を訪問するにあたり(以下、あわせて「ツアー」という)、下記の事項について理解し、確認・同意します。

- 1) 私は、このツアーの目的が、チャイルドの住む国、プログラム地の現状、子どもたちの生活の場などを実際に見聞し、支援活動を視察することを通して、ワールド・ビジョン(以下「WV」という)の活動全体への理解を深めることであることを理解し、他の参加者がいる場合はともに協力して安全で楽しい旅にしていこうと行動します。
- 2) 私は、国連が採択し日本が批准した『子どもの権利条約』を尊重します。『子どもの権利条約』に基づきチャイルド／子どもの保護を厳守し、WVスタッフが口頭・文書等により行なう注意事項に従うことに同意します。
- 3) 私は、子どもの利益を最優先に行動し、本紙裏面記載のWVJの定める「1. 子どもの保護に関する行動指針」および「2. コミュニケーションにおけるチャイルド・プロテクションと子どもへの悪影響の防止」を理解し、遵守します。
- 4) 私は、ツアー中に、子どもが危害を加えられたり、その危険性に気がついた場合には、速やかにWVスタッフに報告します。
- 5) 私は、今回のツアー中も、ツアー終了後も、WV事務所の承認と現地スタッフの同行なしに、チャイルドや支援地域の子どもを訪問しません。
- 6) 私は、過去に子どもに関する犯罪歴はありません。
- 7) 私は、現地の文化や習慣およびプロジェクト地での支援活動を尊重し、飲酒や喫煙等について、WVスタッフの指示に従い節度ある行動をとることに同意します。
- 8) 私は、本同意書とは別に、現地訪問時に現地WV事務所から、「チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護ポリシー)」に関する同意書への署名を求められることを了解します。
- 9) 私は、ツアー中における怪我・盗難・病気(食中毒を含む)・事故、もしくは不測の事態(自然災害・戦乱・暴動・誘拐等)に際し、WVJおよびWV現地事務所が安全を最優先し無事に帰国できるよう全力をつくすことと理解していますが、万一の死亡や傷害に対する補償、誘拐についての身代金支払いやその折衝等については、WVの責任のおよぶ範囲ではないことを理解し同意のうえで参加します。

ツアーへの参加にあたり、以上の事項に同意し、下記署名のうえWVJに1部を提出し、1部を自身で保管します。

署名年月日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

本人署名: \_\_\_\_\_ 印

パートナー番号(チャイルド・スポンサーの方のみ): \_\_\_\_\_

保護者署名(参加者が未成年者の場合のみ): \_\_\_\_\_ 印

住所: 〒 \_\_\_\_\_

<保護者の皆さまへ>

未成年(18歳未満または19歳未満の高校生)の参加者には、ワールド・ビジョン・スタッフがより細心の注意と配慮を持って対応いたしますが、ツアー / ワークキャンプのグループの一員として未成年参加者にも本同意書へのご同意をいただいた上、ご署名をお願いしております。また、趣旨をご理解の上、保護者としても本同意書への署名をお願いいたします。

## チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護に関するポリシー)について

### 1. 子どもの保護に関する行動指針

子どもの保護に関する行動規範の根本原則は、その地域の文化慣習等を鑑み適切に子どもと交流することです。WVJ関係者(スタッフ、ボランティア、インターン、チャイルド・スポンサー、その他の寄付者、支援地訪問者、協力団体、役員、正会員、委託先等のすべてを含むがこれに限られない。以下、同じとする。)は、下記の事項を遵守しなければなりません。

※ 子どもとは、18歳未満の者、または19歳未満の高校生のことをいいます。

#### a) WVJ関係者は以下の行動をします。

- ・ 自分自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもとの関係性に留意し、子ども自身と子どもの権利を尊重した言動をします。
- ・ 子どもの身体に触れる場合(スキンシップ等)には、それが文化的社会的に適切であることを確認した上で行います。
- ・ 子どもの行動を指導する場合には、暴力等によらない適切な方法をとります。
- ・ 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- ・ 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況避けることは、大人の責任です。
- ・ 業務遂行にあたっては、可能な限り、「大人2人以上の体制」をとります。つまり、子どもが参加する活動においては、2人以上の大人が指導監督し、常に2人以上の大人がいることが視認できる状態にします。
- ・ 子どもの保護に関する内部調査・外部捜査等に応じ、当該調査等のために必要な書類や情報を閲覧に供します。

#### b) 業務中であるかないかを問わず、WVJ関係者は、以下の禁止事項を遵守します。

- ・ 子ども(18歳未満または19歳未満の高校生等)に対して不適切なみだらな行為をせず、または、性的関係を持ちません。なお、その国で法的に同意する能力が認められている年齢が18歳未満であったとしても、本項は適用されるものとします。
- ・ 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもを愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- ・ 発言・提案・アドバイス等の際に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。また、相手を辱めたり、ばかにしたり、名誉を毀損したりしません。
- ・ 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、辺りな場所等で、必要以上に子どもと2人だけの時間を持ちません。
- ・ 違法な・危険な・不正な子どもたちの言動(有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む)を容認したり、それに加わったりしません。
- ・ どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません。特に、WVJ関係者は、「お手伝い」としてでも、子どもを雇用してはならないものとします。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反しない場合には、この限りではありません。(国際基準:ILO182号・138号条約。「児童労働は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。」)
- ・ WVJが実施するプログラムに参加している子どもに対し、あるいは、それ以外の子どもに対してもWVJ関係者がWVの活動を実施するにあたって、子どもをたたいたり、その他の体罰をしません。
- ・ WVの活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。

## 2. コミュニケーションにおけるチャイルド・プロテクションと子どもへの悪影響の防止

2-1. 子どもの尊厳:どのようなコミュニケーション媒体であっても、子どもを、尊厳を持つ存在として扱い、表現しなければなりません。子どもを、無力な犠牲者として扱ったり、性的に挑発するようなポーズで撮影・表現したりしてはいけません。

2-2. WVJ関係者が取材・撮影する場合、文章・写真・ビデオ等の主な対象・被写体の子どもからは、状況をよく説明して事前に同意を得なければなりません。

※ ツアー参加者やその他の支援地訪問者は、子どもを撮影する場合には、必ず事前に WV スタッフに許可を得なければなりません。

2-3. コミュニケーションでの悪影響の防止:WVJ関係者は、コミュニケーション、ソーシャルメディア、デジタル・ツール等(写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリー、記事等)による、子どもへの悪影響を防止するために、以下を行います。

- a) 写真等をWebに載せる場合には、子どもの姓やスポンサーシップ登録ID、子どもの住む場所や住所は、明らかにしません。
- b) 子どもの位置情報が明確になる(geo-taggedの)ような写真・動画・音声の使い方はしません。
- c) Web上で公開した写真等を許可なく他サイト等でコピー利用できないよう、できる限りの予防措置を取ります。
- d) 支援地の子どもと、WVJの知らないところで直接連絡をとりません。